



華鐘コンサルタントグループ
月次オンラインセミナー（2025年3月度）

外国人の就業許可及びビザ取得、 永住許可証取得の要点

2025年3月

華鐘コンサルタントグループ

出入境業務部/高級経理 周 茵于

(HP:www.shcs.com.cn Email:shcs@shcs.com.cn)

周 茵于

華鐘コンサルタントグループ 出入境業務部/高級経理



(経歴) 上海劇曲学校にて蛩雪6年、卒業後日本に留学。8年間に渡る日本での大学生活と社会人生活(日本の企業に就職)を経て、2002年帰国。同年5月華鐘入社。長期に渡り、中国で仕事をする日本人社員及びその家族に各種許可証取得のサポート業務を手掛けており、豊富な実務経験があるほか、多くの特殊事例にも対応している。

1.外国人の中国での就労において取得が必要な許可証類と管轄当局

金融機関やマスコミ等の特殊業界を除き、2017/4/1以降、大部分の業界における外国人の中国での就業可否判断は、全国統一的に各地の科学技術部（旧外国人専門家局）が行う制度に変更された。

	2017/4/1以降
就業可否判断	外国人工作許可通知 (科学技術部)
就業可の場合の中国入国用の査証	中国赴任用の一次Zビザ (駐日中国大使館・総領事館)
住所登録	外国人臨時宿泊登記証 (外国人の住居最寄の公安局派出所)
就業可否の証明書	外国人工作許可証 (科学技術部)
中国居住の為の許可証	居留許可 (公安局出入国管理局)

2.外国人の中国での就労可否（外国人工作許可通知発行）判断基準

2017/4/1以降は、「外国人工作許可通知」の発行基準が明確化され、A類またはB類の認定を取得することが必要となった。また、当該基準に該当するかどうかはオンライン上での書類審査により事務的且つ機械的に判断され、かつてのような窓口での交渉余地は無くなった。

A類・B類認定基準は複数定められているが、実務運用上最も多用されるものは以下の基準である。

最も多用される「外国人工作許可通知」発行（A類・B類認定）基準

外国ハイエンド人材 <u>（A類）</u>	<u>年齢制限、学歴制限無し</u> ➤平均月額給与収入が当地の前年度社会平均給与収入の6倍を下回らない外国籍人材。※地方によっては、最終的にB類で認定されるケースも有り。 ➤（上海市の場合）年間の個人所得税納税額12万元以上（申告する税込み給与所得額が年額で60万元以上）であること。
外国専門人材 <u>（B類）</u>	<u>年齢制限、学歴制限有り</u> ➤年齢が60歳を超えず、学士及びそれ以上の学位と2年及びそれ以上の関連の職歴があること。（年齢60歳未満の4年生大学の本科卒以上の学歴保有者に適用） ➤または、ポイント表（次頁参照）に照らして60点以上を獲得できること。（年齢60歳未満で高卒者等の上記未満の学歴者に適用） <u>年齢制限あり、学歴制限無し</u> ➤年間給与収入40万元以上、月額給与3万4,000元以上（年齢60歳未満で高卒者等の上記未満の学歴者に適用）

2.外国人の中国での就労可否（外国人工作許可通知発行）基準（ポイント表）

ポイント項目	基準	得点
国内の雇用企業が支給する年棒（雇用契約書に明示されていることが必要）	45万元以上	20
	35万元以上45万元未満	17
	25万元以上35万元未満	14
	15万元以上25万元未満	11
	7万元以上15万元未満	8
	5万元以上7万元未満	5
	5万元未満	0
教育レベルや職業スキル資格証書等	博士、国際的な最高ランクの職業技能資格又は高級技師若しくは相当の資格	20
	修士、技師又は相当の資格	15
	学士、高級エンジニア又は相当の資格	10
実務経験年数	2年を上回る場合、1年増える毎に1点追加	最高20
	2年	5
	2年未満	0
毎年の勤務期間 単位：月	年間勤務期間9ヶ月以上	15
	6ヶ月以上、9カ月未満	10
	3ヶ月以上、6ヶ月未満	5
	3ヶ月未満	0

ポイント項目	基準	得点
中国語レベル	過去に中国国籍を有していた外国人	5
	中国語を教学言語とし学士以上の学位を取得	5
	HSK5級以上	5
	HSK4級	4
	HSK3級	3
	HSK2級	2
	HSK1級	1
勤務予定地	西部地区	10
	東北地区等の旧工業地区	10
	国家級貧困県等の特別地区	10
年齢（歳）	18歳以上、25歳以下	10
	26歳以上、45歳以下	15
	46歳以上、55歳以下	10
	56歳以上、60歳以下	5
	60歳を超える	0
その他	世界的に有名な大学を卒業	5
	フォーチュン 500 企業での就労経験	5
	特許等の知的財産権を保有	5
	在中勤務 5 年以上	5
地方政府の奨励加点	地方経済社会の発展に特に求められる人材（各地で具体的基準を制定）	0-10

2.外国人の中国での就労可否（外国人工作許可通知発行）基準（ポイント事例）

	Aさん		Bさん	
	属性	ポイント	属性	ポイント
職業	飲食業 (エリアマネージャー)	---	商社 (営業担当)	---
年収	40万元	17	30万元	14
学歴	高卒	0	高卒	0
実務経験年数	2001年3月卒 2007年4月当社入社 ⇒13年	13	2000年3月卒 2000年4月当社入社 ⇒22年	20
毎年の勤務時間	常駐	15	常駐	15
中国語レベル	×	0	HSK三級	3
勤務地	上海	0	上海	0
年齢	34歳	15	46歳	10
その他	無し	0	無し	0
		60		62

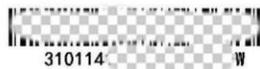
3.外国人の中国での就労手続き手順



上海市では、日本でMビザを取得して②の段階から出張扱いで中国入りし、日本に一時帰国することなく、そのまま後続の手続き実施が可能。

日本で受診済の場合、結果確認を受け、健康診断証明を取得

	1	2	3	4	5	6	7																		
手続き先	次頁参照	科学技術部	駐日中国大使館・総領事館	住居最寄の公安局派出所	国際旅行衛生保険センター	科学技術部	公安局 出入国管理局																		
所要時間 (営業日) ※上海市の例	次頁参照	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A類</th> <th>B類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オンライン予備審査</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>窓口正式申請手続</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		A類	B類	オンライン予備審査	5	5	窓口正式申請手続	5	10	約8	即日	約5	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A類</th> <th>B類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オンライン予備審査</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>窓口正式申請手続</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		A類	B類	オンライン予備審査	5	5	窓口正式申請手続	5	10	7
	A類	B類																							
オンライン予備審査	5	5																							
窓口正式申請手続	5	10																							
	A類	B類																							
オンライン予備審査	5	5																							
窓口正式申請手続	5	10																							



中华人民共和国外国人工作许可 通知

(来华工作 90 天以上)

经上海市嘉定区人才工作局批准，日本(国籍)先生/女士(护照号码: T1 工作许可号码: 3 类别: B)，在中华人民共和国上海市(自治区、直辖市)上海市(设区市)嘉定县(市、区)有限公司单位工作，期限从 2025 年 01 月 01 日至 2025 年 12 月 31 日。



签发日期 2024 年 12 月 10 日

随行家属共 0 人。

配偶姓名:

子女姓名:

其他人员:

本件自签发之日起 3 个月内有效。



注意事项

中华人民共和国实行外国人来华工作许可制度。外国人获得本通知后，应当办理以下有关手续:

- 持本通知及其它有关材料至中华人民共和国驻外使馆、领馆或者外交部委托的其他驻外机构办理 Z 字签证。
- 入境 30 日内持本通知及有关材料至工作单位所在地公安机关出入境管理机构办理工作类居留证件。



< Today



电子社保卡

生活

获取



735 个评分

年龄

排行榜

2.4

4+

#53

☆☆☆☆

岁

生活

金保信社



Today

游戏

App

搜索

4. 主な必要準備書類

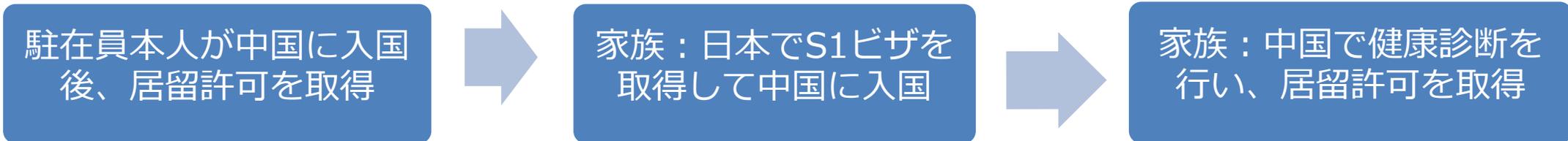
必要書類	内容	取得手配先	公証・認証要否	取得所要時間
学位証明	卒業証明書の内容に取得学位が記載されたもの (A類不要)	卒業大学	<ul style="list-style-type: none"> 公証処：1営業日 外務省：4営業日 	各大学による
無犯罪証明	「渡航証明」「犯罪記録証明」ともいう (A類不要)	居住地を管轄する警察署		約2週間
資格証明書	日本での業務経験内容を証明するもの	日本本社	/	-----
誓約書	工作許可証をA類で申請する場合に年収保証が必要	現地法人		-----
外国人体格検査記録	中国で健康診断を受ける場合に不要。駐日中国大使館のHPより指定様式をダウンロードし、病院で健診を受け結果を記入。	日本の指定病院		1~2週間
労働契約書	下記内容を要明記 <ul style="list-style-type: none"> 勤務先住所 勤務先での役職 仕事の内容 給料 (国内・国外各支給額) 中国での勤務期間 	現地法人		-----

5. 日本で取得する主な中国入国用のビザについて

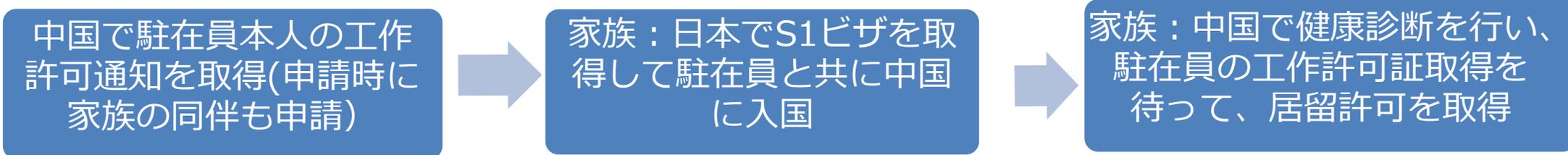
種類	内容	注意事項
Z	<ul style="list-style-type: none"> ① 中国での就労の為の居留許可への切替用 ② 個人事業主や芸能人、スポーツ選手等の中国内での短期（90日以内）または長期（91日以上）就労用 	<p>①については、中国入国一回のみ可 中国入国後30日以内に居留許可申請が必要</p>
M	日本企業在籍者の中国出張用	<ul style="list-style-type: none"> ・シングルビザ：入国一回 ・マルチビザ：複数回入国可（有効期間：半年・一年・二年）、2回以上の中国渡航歴が必要 <p>※いずれも入国一回当たりの中国滞在期間はMax90日</p>
S1・S2	<p>S1：中国に居留中の家族訪問用（滞在180日超） S2：中国に居留中の家族訪問用（滞在180日以下） ※駐在員帯同家族の居留許可切替用には通常S1を取得</p>	<p>帯同家族がS1で中国入国し、居留許可に切り替える場合、中国入国後30日以内に居留許可申請が必要</p>
共通事項	いずれの場合も3ヶ月以上滞在予定の場合は、所管する在中国日本総領事館に「在留届」を提出することが必要	邦人保護の観点から総領事館より各種連絡事項がある（万一の場合の退避連絡など）

7. 駐在員帯同家族の居留許可取得の手順

1. 駐在員本人が先に中国に入国し、家族が後から中国に入国する場合



2. 家族が駐在員本人と一緒に中国に入国する場合



※1：駐在員と家族と一緒に中国に入国した後、駐在員の工作許可証を申請する際に家族のパスポート原本と入国記録を提示して確認を受ける必要あり。提示できない場合、科学技術部の窓口は駐在員の工作許可証の申請を受け付けてくれないので、注意が必要。

※2：駐在員の16歳未満の子女は、健康診断の必要なし。18歳以上の場合、帯同家族としての居留許可を申請できず、単独で学生向け居留許可などを申請する必要あり。



8. 外国人の中国永住許可証

中国では2004年、「グリーンカード」とも言える「外国人永久居留証」の制度がスタートした。当初、取得のハードルは高かったが、2015年には外国人永住制度に関する新たな制度が打ち出され、とりわけ上海市は取得条件を大幅に緩和。17年には同市の自由貿易試験区で働く外国籍人材に対し、さらに条件を緩和した。2023年12月以降は新バージョンの永住許可証が発行されており、中国国内では身分証明書の役割を果たすことが可能となっている。

永久居留証の種類

- | | |
|----|--------------------------------|
| 1 | 自由貿易試験区臨港新片区で勤務する人向け |
| 2 | 科学研究チームによる推薦を受けた人向け |
| 3 | 特別な人員向け |
| 4 | 中国人の配偶者（夫婦団らん）向け |
| 5 | 任職者（董事長、副董事長、總經理など）向け |
| 6 | 投資家向け |
| 7 | 中国人の子女（親子団らん）向け |
| 8 | 中国人の直系親族（親族に身を寄せる）向け |
| 9 | 就業者向け |
| 10 | 外国籍の博士号取得者向け |
| 11 | 国の重点発展区域及び双創区で勤務する外国籍を保持する華人向け |
| 12 | 注釈が必要な人材類居留許可を持つ人員向け |



新バージョンの永住許可証

➤ 申請条件

- (1) 上海において4年連続で勤務し、毎年計6ヶ月以上中国に居住している
- (2) 4年以内の各年の年間給与収入が、前年度の所属地域の都市部在職従業員の平均年収の6倍以上である
- (3) 年間給与収入の20%以上の個人所得税を納めており、かつ、中国の法律を遵守し、健康で、犯罪歴のない外国人。※職場の推薦により、永久居留証を申請することが可能
- (4) 上記(1)～(3)に当てはまる者の外国籍配偶者及び18歳未満の未婚の子女で、中国の法律を遵守し、健康で、犯罪歴のない者

➤ 必要書類

- ① 「外国人中国永久居留申請表」と証明写真
- ② パスポート、申請日から直近4年連続で上海において発行された居留許可
- ③ 勤務先が発行した直近4年分の給与証明書
- ④ 上海の税務当局が発行した、申請日から直近4年連続で納付した個人所得税の納税証明書
- ⑤ 上海で発行された外国人工作許可証
- ⑥ 勤務先が発行した推薦状
- ⑦ 勤務先の営業許可証副本または関連登記証明書と直近4年間のオンライン年度報告書、「外商投資企業設立届出の回答書」または「外商投資企業変更届出の回答書」と直近4年間のオンライン年度報告書
- ⑧ 中国の出入境検査検疫部門が発行した健康診断証明
- ⑨ 中国の在外公館が認証した国外の無犯罪証明記録
- ⑩ 中国における無犯罪記録

➤ 申請条件

- (1) 上海で働く外国人で、博士の学位を持ち、かつ、中国の法律を遵守し、健康で、犯罪歴のない者
- (2) 上記の者の外国籍配偶者及び18歳未満の未婚の子女で、中国の法律を遵守し、健康で、犯罪歴のない者

➤ 必要書類

- ① 「外国人中国永久居留申請表」と証明写真
- ② パスポート、居留許可
- ③ 博士学位証明書、認証証明書
- ④ 外国人工作許可証
- ⑤ 勤務先が発行した在職証明書
- ⑥ 勤務先の営業許可証副本または関連登記証、直近1年間のオンライン年度報告書、外商投資企業設立届出の回答または外商投資企業変更届出の回答
- ⑦ 中国の出入国検査検疫部門が発行した健康診断書
- ⑧ 中国の在外公館が認証した国外での無犯罪記録
- ⑨ 中国における無犯罪記録

➤ 赴任に際しての工作許可新規取得、帰任に際しての取消し

- 1) 外国人来華服務管理中心への「工作許可通知書」申請と取得
- 2) 外国人健康診断検疫所への手続き業務
- 3) 外国人来華服務管理中心への「外国人工作許可証」申請と取得
- 4) 公安局への「外国人居留許可（工作類）」申請と取得
- 5) 帰任に際して、工作許可証と外国人居留許可（工作類）などの取消し抹消（現状では、税務局への納税義務との連携はないが、個人所得税納付との関係で照会されることあり。他国では自動的に紐付けされる。）

➤ 工作許可の延期（変更、取り消し、遺失による再取得など）

工作許可証を取得してから2年目以降の、毎年の延長手続きに関するアドバイス、延長手続きから取得までのサポート等（工作許可証の職位変更、所属企業の変更、工作許可証の取り消し、遺失による再取得などの手続き支援）

➤ 中国永久居留証の取得

- 1) 中国永久居留証の申請に必要な資料（申請表、推薦書など）の作成支援
- 2) 上海市公安局永久居留事務サービスセンターへの永久居留証申請と取得

➤ 特殊な問題についてのコンサルティング

- 1) 基本条件を満たさない場合（2年の勤務経験、大卒、60歳以下）、点数制を採用又は納税額の約束が必須である場合、詳細の状況を把握した上で、コンサルティング意見を提出（現時点での取得率は100%）。
- 2) 期限が近く、手続き日数が足りない場合、又は期限を過ぎている場合の関連機関との交渉サポート
- 3) 会社の諸変更、退職に関する工作許可証の変更手続き
- 4) その他工作許可証に関する個別問題のコンサルティング

**ご清聴ありがとうございました。
外国人の中国への入出国に関する事項がございましたら、
ご遠慮なく弊社にご相談ください。**

**Shanghai Huazhong Investment
Consulting Co., Ltd**

会員のお客様：担当者へご連絡ください。

その他のお客様：shcs@shcs.com.cn